

1. 重複応募の防止について

学術委員会では、従来から、本会あるいは他学協会の審査付き論文集に投稿された論文と同一の論文を、都市計画論文に同時に投稿すること、即ち「重複応募」を禁止してまいりました。しかし、都市計画論文の審査において、本会の審査付き論文、あるいは他学協会等の審査付き論文集に投稿された論文と、「重要な要素が大幅に重複している論文」の投稿が散見されます。また、その後の著者とのやり取りから「重複応募禁止の趣旨」が必ずしも広く浸透していないと判断されます。

そのため「重複応募禁止の趣旨」と「重複応募禁止に関する規定」を改めて明確にし、重複応募の防止を会員各位に呼びかけます。

(1) 重複応募禁止の趣旨

一般に審査付きの学術論文は、その一つ一つが「何らかの独自の新しい知的な貢献」を行ったものであることが求められます。このため、著者は、学術論文の投稿に当たっては、学術論文それぞれの「独自性」を担保するために、自分の執筆した関連論文も含めて十分に既往研究をレビューし、引用に当たっては出典を明記し、論文の新規性、独自性を明示し、「論文の新規かつ独自の貢献として提示されている重要な構成要素が重複する論文」を投稿することのないよう努める義務があります。また、一般に、審査付き論文の応募規程においては、学術論文それぞれの「独自性」を担保し、同一の論文（論文の新規かつ独自の貢献として提示されている重要な構成要素が大幅に重複する論文を含む）が複数刊行される事態を防止するために、同一の論文の同時の応募、即ち「重複応募」を禁止し、原則「未発表のもの」のみの投稿を認めております（「応募規則」参照のこと）。

(2) 重複応募に関する規定

本会の都市計画論文応募規則第4条に「同一の論文等を、本会あるいは他学協会等の論文集（内容について全文審査を経るもの）に同時に応募すること、即ち重複応募を認めない。」と定めています。そして、「同一の論文等」を「使用言語の如何にかかわらず、論文の新規かつ独自の貢献として提示されている重要な構成要素（論文の目的、方法、データ解析の結果、図表、論証、結論等）が大幅に重複する論文」と定義しています。

投稿論文が重複応募にあたる判断された場合、その時点で、学術委員会は関連する全ての論文の審査を中止し、形式確認段階にある論文は「不受理」、審査過程にある論文は「不採用」として著者に返却します。

重複応募の防止は、最終的には投稿者の倫理に依存します。第一著者あるいは第二著者以降として審査付論文に投稿される場合、本会告の趣旨を十分にご理解いただき、重複応募の防止にご協力下さいますようお願いいたします。

2. 論文の審査においてよく指摘される事項について

審査の過程で、査読者や学術委員会からよく指摘を受ける事項があります。この事項についてまとめましたので、ご執筆時の確認用にご活用ください。

(1) 既往文献のレビューにおける問題点

よく査読者から指摘を受ける事項として、「既往文献を列挙しただけで、それらの体系的な説明と、それに対応した本研究の新規性及び独自の貢献の位置づけが書かれていない」ことがあります。たとえば、

「××計画に関連する既往研究としては、××、○○、△△が挙げられる。これらに対して本研究は、××計画の策定過程における住民参加を分析する。」

とだけ記載されている場合です。これについては、たとえば、

「××計画の策定過程に関連する既往研究としては、委員会議事録から分析を行った××、議事録の自治体間比較を行った△△、計画図の変遷を比較分析した○○が挙げられる。しかし、××計画において地域住民の意向は計画に大きな影響を及ぼすと予想されるにもかかわらず、地域住民が策定に参加したことが計画に与えた影響に関して分析した研究は見当たらない。そこで本研究は、このリサーチギャップの解消を目指して、××計画の策定を住民会議が担った□□市××地区について、策定過程における参加住民の果たした役割を参与観察調査によって分析する。」

というように、既往研究の体系的な説明と、それに対応した本研究の新規性及び独自の貢献の位置づけを明確に述べているかどうか、ご確認ください。

(2) 内容に対する目的、結論の対応の不足

よく査読者から指摘を受ける事項として、「内容に対して目的、結論が対応していない」という指摘があります。たとえば、

目的「××計画の運用について指針の提案」

内容「××計画の策定過程における地域住民の役割の分析」

結論「××計画や□□計画を含む○○制度の体系化の必要性」

というように、大きなテーマはひとつ（××計画）であっても、詳細が対応していない場合があります。これは、たとえば、研究着手時に初期の目的として「××計画の運用についての指針の提案」を立てて、調査分析を進める過程で、「××計画の策定過程における地域住民の役割」における興味深い事実を発見し、それが「××計画や□□計画を含む○○制度の体系化の必要性」を実証する知見であることに思い至ったという研究経緯を反映した記述であることもあり得ます。しかし、読者にとっては、内容に対して目的、結論が対応していないために、非常に理解が難しい論文になり、査読者から厳しい指摘を受けることとなります。ですから、投稿前に全体を見渡して、内容に対して目的、結論が明確に対応しているかどうかをご確認ください。

また、「せっかく内容として有用な分析を行いながらも、結論が内容と関係が薄い一般論に終始している」という指摘を受ける原稿も散見されます。内容と明確に対応させて新規性がある結論を導いているかをご確認ください。

(3) 目的の明確性の不足

審査においては、たとえば、

「××計画の運用に資する知見を得ることを目的とする」

といった記述に対して、しばしば、目的が明確でないという指摘がなされます。これについては、上記の目的、内容、結論の対応関係を踏まえた上で、たとえば、

「××計画の運用において実際に生じた課題を抽出して体系化した上で、それに対する対応策を提案する」

というように、成果イメージを具体的に表した目的を掲げることが望まれます。

(4) 原稿の体裁における規定違反

学術委員会の確認において字数、行数などの体裁上の規定違反を指摘されて形式不受理となる、「もったいない」原稿が散見されます。

確認においては、たとえば、句読点の禁則処理の結果としてごく一部の行の文字数が規定を1文字だけ超えている場合や、図表の挿入によって一部の行がずれた場合など、規定範囲に納まっていると見なせるものについては可能な限り受理しております。しかし、規定範囲を超えていると判断せざるを得ない原稿が存在するのも事実です。また、行番号がない原稿や、行番号が本文に重なって判読不能に陥る原稿も散見されます。

提出前に、今一度ご確認をお願いします。